

# 令和 2 年度から適用される主な税制改正

## ふるさと納税制度の見直し

総務大臣が一定の基準に適合した都道府県・市区町村を「ふるさと納税（特例控除）」の対象として指定する「ふるさと納税に係る指定制度」が創設されました。

この改正によって、令和元年 6 月 1 日から、指定を受けていない地方団体に対する寄付金は特例控除の対象外となります。

※寄附金税額控除のうち、「基本控除」分は控除を受けることができますが、「基本控除」に加算される「特例控除」と「申告特例控除(ワンストップ特例)」は適用されません。

※対象となる地方団体等については[総務省 HP「ふるさと納税ポータルサイト」](#) <外部リンク> をご参照ください。

## 住宅借入金等特別控除の改正

令和元年 10 月 1 日から令和 2 年 12 月 31 日までに居住の用に供した場合、次の見直しが適用されます。

ただし、住宅の取得等に係る対価の額または費用の額に含まれる消費税等の税率が 10%でない場合は適用されません。

### (1) 適用年数の延長

適用年数が 10 年間から 13 年間へ延長

### (2) 住宅借入金等特別税額控除可能額の見直し

11 年目以降 3 年間の住宅借入金等特別控除可能額は、消費税増税分の負担に着目し、下記のいずれか少ない額となります。

- 取得等対価の 2%の 3 分の 1
- 住宅ローン年末残高の 1%

11 年目から 13 年目についても、改正前と同様、所得税額から控除しきれない部分は控除限度額（所得税の課税総所得金額等の 7%（最高 136,500 円））の範囲で個人住民税から控除されます。